

平成29年12月21日

国立研究開発法人
森林研究・整備機構

懲戒処分の公表

国立研究開発法人森林研究・整備機構は、「国立研究開発法人森林研究・整備機構職員就業規則」に基づき下記のとおり懲戒処分を行ったので、「国立研究開発法人森林研究・整備機構における職員の懲戒等に関する規程」に基づき公表します。

記

1. 被処分者

森林整備センター中国四国整備局管内の水源林整備事務所職員（40歳代 男性）

2. 処分の種類及び程度

懲戒処分 停職1月間

3. 処分日

平成29年12月14日

4. 事案の概要

上記職員は、平成27年及び平成29年に複数のコインランドリーにおいて女性用下着を窃取しました。

この行為は、森林研究・整備機構の職員たるにふさわしくない非行であることから、上記の処分を行いました。

【問合せ先】

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター
森林管理部次長 山口良介・森林管理部参事 水井一彦
電話 044-543-2500（代表）